子ども・若者サポート情報



お試しや1回だけだと思ったら、 定期購入だった



事 例

SNSの広告を見て、1回だけだと 思って約2千円の基礎化粧品を 注文した。商品が届き、コンビニ 後払い請求書兼明細書に次回 発送予定日が記載されていて、 定期購入だったことが分かった。 2回目は約1万円もするため小遣い では支払えない。解約したい。

(当事者:高校生)

・・ひ と こ と ア ド バ イ ス・・

↑ SNSの広告などを見て、お試しや 1回だけのつもりで低価格の商品を注文 したところ、2回目以降は高価格になる 定期購入だった、という相談が依然と して寄せられています。

⚠ 必ず最終確認画面で、定期購入が 条件となっていないかなどを確認しま しょう。

♠ 特定商取引法では、最終確認画面で 販売価格、提供期間などの重要事項を 簡単に確認できる表示を義務付けて います。誤認させる表示の場合、契約を 取り消せる可能性があります。最終確認 画面はスクリーンショットで保存して おきましょう。

♠ 未成年者が保護者など法定代理人 の承諾なく契約した場合、原則として、 民法の「未成年者取消権」で契約を取り 消すことができますが、未成年者が成人 と偽った場合や金額などによっては、 未成年者取消が認められないケースも あります。

▲ 少しでも不安に思ったら、お住まい の自治体の消費生活センター等に ご相談ください(消費者ホットライン 188).

発行:独立行政法人国民生活センター 本文イラスト:黒崎 玄